

しょうがいふくし かん ちょうさ 障 害 福 祉 に 関 す る ア ン ケ ー ト 調 査 へ の きょうりよく ねが ご 協 力 の お 願 い

ひごろ とよおかし ふくしぎょうせい り かい きょうりよく
日頃より豊岡市の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。
とよおかし げんざい ねん ど しょうねん ど しょうがい かた けいかくさくてい む とり
豊岡市では現在、2021年度を初年度とする障害のある方のための計画策定に向けた取り
くみ すすむ ほんしざいじゅう しょうがいしやてちょう も さいみまん かた
組みを進めています。そこで、本市在住で障害者手帳をお持ちの 18歳未満の方や
していつうしよしえん りよう かた なか むさく い にん えら せいかつじようきよう
指定通所支援をご利用の方の中から、無作為に●●●人を選ばせていただき、生活状況
しょうがいふくし りようじようきよう りよういこう うかがい けいかくさくてい き そしりよう
や障害福祉サービスの利用状況・利用意向などをお伺いし、計画策定の基礎資料とする
ために本調査を実施するものです。

この調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されることや個々の回答内容を明らかにすることはありません。また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定のための資料として使用し、他の目的で使用することは一切ありません。

ご回答にあたり、大変ご負担をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

ねん がつ とよおかし
2020年7月 豊岡市

ようし きにゅう ねが <アンケート用紙のご記入にあたってのお願い>

- 1 ご回答は、ご家族や介助者の方などが、ご本人と相談いただき、ご本人の立場で、
きにゅう な ほんにんじしん こたえ ばあい ほんにん かいとう
ご記入ください。あて名のご本人自身でお答えいただける場合は、ご本人がご回答
ください。
- 2 ご回答は、2020年7月1日現在の状況について、あてはまる選択肢の番号に
じるし せんたくし た じるし ばあい
○印をつけてください。また、選択肢の「その他」に○印をつけられた場合は、そ
あと ない ぐたいてき ないよう きにゅう
の後の（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
- 3 ご記入いただいたアンケート用紙は、名前や住所を書かずに同封の返信用封筒
きって ふよう い がつ にち
(切手は不要です。)に入れて、●月●日(●)までにポストに投函してください。

【お問い合わせ】 とあ とよおかしたちのちょう
〒668-0046 豊岡市立野町 12-12

とよおかし けんこうふくしぶ しゃかいふくしか しょうがいふくしがかり
豊岡市 健康福祉部 社会福祉課 障害福祉係

でんわ 電話 0796-24-7033 FAX 0796-24-4516

e-mail shakaifukushi@city.toyooka.lg.jp

	サービス名称	サービス内容
1	きょたくかいご 居宅介護（ホームヘルプ）	じたく にゆうよく はい しょくじ かいじょ おこな 自宅 ^{じたく} で入浴 ^{にゆうよく} や排せつ ^{はい} 、食事 ^{しょくじ} などの介助 ^{かいじょ} を行 ^{おこな} うサービスです。
2	じゅうどうほうもんかいご 重度訪問介護	おも しょうがい つね かいご ひつよう かた じたく にゆうよく はい しょくじ 重い障 害 ^{しょうがい} があり常 ^{つね} に介護 ^{かいご} が必要な方 ^{ひつよう} に、自宅 ^{じたく} で入浴 ^{にゆうよく} や排せつ ^{はい} 、食事 ^{しょくじ} な どの介助 ^{かいじょ} や外 出 ^{がいしゅつ} 時の移動 ^{いどう} の補助 ^{ほじょ} を行 ^{おこな} うサービスです。
3	どうこうえんご 同行援護	しかくしょうがい いどう いちじる こんなん かた がいしゅつ ひつよう じょうほう 視覚障 害 ^{しかくしょうがい} により移動 ^{いどう} が著 ^{いちじる} しく困難 ^{こんなん} な方 ^{かた} に、外 出 ^{がいしゅつ} に必要な情 報 ^{ひつよう} の 提 供 ^{ていきょう} や移動 ^{いどう} の援護 ^{えんご} などを行 ^{おこな} うサービスです。
4	こうどうえんご 行動援護	ちてきしょうがい せいしんしょうがい こうどう こんなん つね かいご ひつよう かた こうどう 知的障 害 ^{ちてきしょうがい} や精神障 害 ^{せいしんしょうがい} により行動 ^{こうどう} が困難 ^{こんなん} で常 ^{つね} に介護 ^{かいご} が必要な方 ^{ひつよう} に、行動 ^{こうどう} するとき必要な介助 ^{かいじょ} や外 出 ^{がいしゅつ} 時の移動 ^{いどう} の補助 ^{ほじょ} などを行 ^{おこな} うサービスです。
5	じゅうどうしょうがいしゃとうほうかつしえん 重度障 害 者 等 包 括 支 援	つね かいご ひつよう かた かいご ひつよう ど あ たか かた きょたくかいご 常 ^{つね} に介護 ^{かいご} が必要な方 ^{ひつよう} で、介護 ^{かいご} の必要 ^{ていきょう} の度合 ^{どあ} いがとても高 ^{たか} い方 ^{かた} に、居宅介護 ^{きょたくかいご} などをまとめて提 供 ^{ていきょう} するサービスです。
6	しせつにゆうしよしえん 施設入 所 支 援	しゅ やかん しせつ にゆうしよ しょうがいしゃ たい にゆうよく はい しょくじ 主 ^{しゅ} として夜間 ^{やかん} 、施設 ^{しせつ} に入 所 ^{にゆうしよ} する障 害 者 ^{しょうがいしゃ} に対して、入 浴 ^{にゆうよく} 、排せつ ^{はい} 、食事 ^{しょくじ} の介護 ^{かいご} などの支援 ^{しえん} を行 ^{おこな} うサービスです。
7	たんきにゆうしよ 短期入 所 （ショートステ イ）	ざいたく しょうがいしゃ じ かいご かた びょうき ばあい しょうがいしゃ じ しせつ 在宅 ^{ざいたく} の障 害 者 ^{しょうがいしゃ} ・児 ^じ を介護 ^{かいご} する方 ^{かた} が病気 ^{びょうき} の場合 ^{ばあい} などに、障 害 者 ^{しょうがいしゃ} ・児 ^じ が施設 ^{しせつ} に短期間 ^{たんきかん} 入 所 ^{にゆうしよ} し、入 浴 ^{にゆうよく} 、排せつ ^{はい} 、食事 ^{しょくじ} の介護 ^{かいご} などを行 ^{おこな} うサービスです。
8	りょうようかいご 療 養 介 護	いりよう ひつよう かた つね かいご ひつよう かた おも ひるま びょういんどう 医療 ^{いりよう} が必要な方 ^{ひつよう} で、常 ^{かた} に介護 ^{かいご} を必要 ^{ていきょう} とする方 ^{ひつよう} に、主 ^{おも} に昼間 ^{ひるま} に病 院 ^{びょういん} 等 ^{どう} にお いて機能訓練 ^{きののうくんれん} 、療 養 ^{りょうよう} 上 ^{じょう} の管理 ^{かんり} 、看護 ^{かんご} などを行 ^{ていきょう} うサービスです。
9	せいかつかいご 生活介護	つね かいご ひつよう かた しせつ にゆうよく はい しょくじ かいご そうきくてき 常 ^{つね} に介護 ^{かいご} を必要 ^{ていきょう} とする方 ^{かた} に、施設 ^{しせつ} で入 浴 ^{にゆうよく} や排せつ ^{はい} 、食事 ^{しょくじ} の介護 ^{かいご} や創作 ^{そうきくてき} 的 ^{てき} 活動 ^{かつどう} などの機会 ^{きかい} を提 供 ^{ていきょう} するサービスです。
10	じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	ひとり く ひつよう りかいりょくせいかつりょく おぎな ていきでき きょたくほうもん 一人 ^{ひとり} 暮らしに必要な理 解 ^{りかいりょく} 力 ^{りょく} 生活 ^{せいかつ} 力 ^{りょく} などを補 ^{おぎな} うため、定期的 ^{ていきでき} な居宅訪問 ^{きょたくほうもん} や 随時 ^{ずいじ} の対 応 ^{たいおう} により日 常 ^{にちじょう} 生活 ^{せいかつ} における課題 ^{かだい} を把握 ^{はあく} し、必要 ^{ひつよう} な手助 ^{てだす} けを行 ^{おこな} う サービスです。
11	きょうどうせいかつえんじょ 共 同 生 活 支 援 （グ ル ー プ ホ ー ム）	やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきよ そうだん にちじょうせいかつじょう えんじょ 夜間 ^{やかん} や休 日 ^{きゅうじつ} 、共 同 ^{きょうどう} 生活 ^{せいかつ} を行 ^{おこな} う住 居 ^{じゅうきよ} で、相 談 ^{そうだん} や日 常 ^{にちじょう} 生活 ^{せいかつ} 上 ^{じょう} の援助 ^{えんじょ} を 行 ^{おこな} うサービスです。
12	じりつくんれん きののうくんれん せいかつ 自立訓練（機能訓練、生活 く ン れ ん 訓 練）	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ しんたいきのう せいかつのうりよくこうじょう 自立 ^{じりつ} した日 常 ^{にちじょう} 生活 ^{せいかつ} や社会 ^{しゃかい} 生活 ^{せいかつ} ができるよう、身体機能 ^{しんたいきのう} や生活能 力 ^{せいかつ} 向 上 ^{のうりよくこうじょう} のために必要 ^{ひつよう} な訓練 ^{くんれん} を行 ^{おこな} うサービスです。
13	しゅうろういこうしえん 就 労 移 行 支 援	つうじょう じぎょうしよ はたら かた いったい きかん しゅうろう ひつよう ちしきおよ 通 常 ^{つうじょう} の事業 ^{じぎょう} 所 ^{しよ} で働 ^{はたら} きたい方 ^{かた} に、一定 ^{いったい} の期間 ^{きかん} 、就 労 ^{しゅうろう} に必要な知識 ^{ちしき} 及 ^{およ} び のうりよく ころじょう くんれん おこな 能力 ^{のうりよく} の向 上 ^{ころじょう} のための訓練 ^{くんれん} を行 ^{おこな} うサービスです。
14	しゅうろうけいぞくしえん がた 就 労 継 続 支 援 A 型	きぎょうとう しゅうろう こんなん しょうがい たい こようけいやく もと 企業 ^{きぎょう} 等 ^{とう} に就 労 ^{しゅうろう} することが困難 ^{こんなん} な障 害 ^{しょうがい} のある方 ^{たい} に対して、雇用契約 ^{こようけいやく} に基 づく生産活動 ^{せいさんかつどう} の機会 ^{きかい} の提 供 ^{ていきょう} 、知識 ^{ちしき} および能 力 ^{のうりよく} の向 上 ^{ころじょう} のために必要 ^{ひつよう} なくんれん おこな とくべつし えんがっこうそつぎょうしや いっぱんきぎょう りしよく 訓練 ^{くんれん} などを行 ^{おこな} うサービスです。特別支援学校卒 業 ^{とくべつし えんがっこうそつぎょうしや} 者 ^{いっぱんきぎょう} や一般企業 ^{りしよく} を離職 ^{りしよく} した方 ^{かた} などが対 象 ^{たいしょう} になります。
15	しゅうろうけいぞくしえん がた 就 労 継 続 支 援 B 型	つうじょう じぎょうしよ こよう こんなん しゅうろうけいけん しょうがい 通 常 ^{つうじょう} の事業 ^{じぎょう} 所 ^{しよ} に雇用 ^{こよう} されることが困難 ^{こんなん} な就 労 ^{しゅうろう} 経験 ^{けいけん} のある障 害 ^{しょうがい} のある 方 ^{たい} に対して、生産活動 ^{せいさんかつどう} などの機会 ^{きかい} の提 供 ^{ていきょう} 、知識 ^{ちしき} および能 力 ^{のうりよく} の向 上 ^{ころじょう} のた め ^{ひつよう} に必要な訓練 ^{くんれん} などを行 ^{おこな} うサービスです。一般企業 ^{いっぱんきぎょう} に就 職 ^{しゅうしよく} していたが ねんれい たいりよく めん こよう こんなん かた たいしょう 年 齢 ^{ねんれい} や体 力 ^{たいりよく} の面 ^{めん} で雇用 ^{こよう} されることが困難 ^{こんなん} となっ方 ^{かた} などが対 象 ^{たいしょう} になり ます。
16	しゅうろうていちゃくしえん 就 労 定 着 支 援	つうじょう じぎょうしよ はたら かた しゅうろう ともな せいかつめん かだい たいおう 通 常 ^{つうじょう} の事業 ^{じぎょう} 所 ^{しよ} で働 ^{はたら} いている方 ^{かた} に、就 労 ^{しゅうろう} に伴 ^{ともな} う生活面 ^{せいかつめん} の課題 ^{かだい} に対 応 ^{たいおう} す る支援 ^{しえん} を行 ^{おこな} うサービスです。

	サービス名称	サービス内容
17	けいかくそうだんしえん 計画相談支援	サービス等利用計画案の作成や事業者等と連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行うサービスです。
18	ちいきいこうしえん 地域移行支援	住まいの確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各福祉サービス事業所への同行を行うサービスです。
19	ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	常に連絡体制を確保し、障害の特性による緊急事態における相談や、サービス事業所との連絡調整などを支援するサービスです。
20	じりつしえんいりよう 自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。精神通院、更生医療、育成医療の3種類があります。
21	ほそうぐひしきゆう 補装具費の支給	障害者・児の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等で、義肢、装具、車いす、補聴器等が補装具の種目となります。補装具費の支給は、購入費と修理費に対して行うものです。
22	そうだんしえん 相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行うサービスです。
23	せいねんこうけんせいどりようしえん 成年後見制度利用支援	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある方や精神障害のある方に対し、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行うサービスです。
24	いしそつうしえん 意思疎通支援	聴覚障害者で外出先での意思の疎通を図る上で支障があるときに手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。
25	にちじょうせいかつようぐきゆうふじぎよう 日常生活用具給付事業	在宅で生活している重度障害のある方に対し、日常生活用具の給付を行います。 介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修）
26	いどうしえん 移動支援	屋外で移動することに制限のある障害者、一人で外出できない障害者を対象に移動にかかわる支援を行います。支援事業には、「個別支援型」「グループ支援型」「車両移送型」があります。
27	ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを行うために、障害のある人等が日中に通う施設です。
28	ほうもんにゆうよく 訪問入浴サービス	訪問入浴を利用しなければ入浴が困難な在宅の方の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うものです。
29	にっちゅういちじしえん 日中一時支援	日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練を行うものです。
30	じどうしゃうんでんめんきよしゆとく 自動車運転免許取得 ・ かいぞうじよせいじぎよう 改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

しょうがいふくし ようごかいせつ しょうがいじ
障 害 福 祉 サービスの用語解説（障害児のみ）

	サービス 名 称	サービス 内 容
31	じどうはったつしえん 児童発達支援	にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう ふ よ しゅうだんせいかつ 日 常 生 活 における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集 団 生 活 への 適応訓練などの支援を行 うサービスです。
32	いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう ふ よ しゅうだんせいかつ 日 常 生 活 における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集 団 生 活 への 適応訓練などの支援と治療を行 うサービスです。
33	ほう か ごとう 放課後等デイサービス	がっこう じゅぎょうしゅうりょうご がっこう きゅうこう び せいかつのうりよくこうじょう ひつよう 学校の授 業 終了後や学校の休 校 日に、生活能 力 向 上 のために必要 な訓練や、社会との交 流 の促進などの支援を行 うサービスです。
34	しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	しょうがいじ つうしよしえん かん けいかくあん さくせい じぎょうしゃ れんらくちょうせい おこな 障害児の通所支援に関する計画案の作成や、事業者との連絡調 整 を行 うサービスです。
35	きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	じゅうど しょうがい がいしゆつ いちじる こんなん しょうがいじ きょたく ほうもん 重度の障 害 などにより外 出 が 著 しく困難な障害児の居宅を訪問して はったつしえん おこな 発達支援を行 うサービスです。
36	ほいくしよとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	ほいくしよなど ほうもん しょうがいじ たい しょうがいじいがい じどう しゅうだんせいかつ 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集 団 生 活 へ の適応のための専門的な支援などを行 うサービスです。
37	ふくしがたじどうにゆうしよしせつ 福祉型児童入 所 施設	しょうがいじにゆうしよしせつ にゆうしよ しょうがいじ たい ほ ご にちじょうせいかつ しどう 障害児入 所 施設に入 所 する障害児に対して、保護・日 常 生 活 の指導や ちしきぎのう ふ よ おこな 知識技能の付与を行 うサービスです。
38	いりょうがたじどうにゆうしよしせつ 医療型児童入 所 施設	しょうがいじにゆうしよしせつ していいりょうきかん にゆうしよとう しょうがいじ たい ほ ご 障害児入 所 施設や指定医療機関に入 所 等をする障害児に対して、保護・ にちじょうせいかつ しどう ちしきぎのう ふ よ ちりょう おこな 日 常 生 活 の指導や知識技能の付与や治療を行 うサービスです。